

舟川隣保館建設設計等業務委託公募型指名競争入札に係る公募実施要項

舟川隣保館建設設計等業務委託公募型指名競争入札に係る公募実施要項（以下「本要項」という。）は、舟川隣保館建設設計等業務（以下「本業務」という。）の事業者を決定するため公募型指名競争入札を実施するにあたり、当該公募に関し必要な事項を定めるものである。

なお、業務内容、仕様等については、別に定める舟川隣保館建設設計等業務委託特記仕様書（以下「特記仕様書」という。）によるものとする。

第1 公募の趣旨

鞍手町（以下「発注者」という。）が実施する本業務の指名競争入札にあたり、高い技術力や豊富な経験を有する事業者を指名するため、公募により入札参加希望者を募集するものである。

第2 募集要領

1 指名方針

鞍手町競争入札参加資格及び指名手続等に関する規程（平成31年鞍手町告示第49号）第12条に規定する「競争入札参加資格審査及び指名選考委員会」（以下「資格指名委員会」という。）において、入札参加希望者が提出した技術資料等の審査を行い、本業務の指名競争入札に係る指名者を選考する。

なお、本業務における指名者の数は、原則として3人以上とするが、応募状況に応じ2人以上とすることもある。

2 スケジュール

	項目	期日等
公募段階	① 公告（公募開始）	令和5年10月16日（月）
	② 質問受付開始（本要項及び参加表明等）	令和5年10月16日（月）
	③ 質問受付終了（本要項及び参加表明等）	令和5年10月20日（金）正午まで
	④ 質問回答（本要項及び参加表明等）	令和5年10月23日（月）
	⑤ 参加表明書等の受付締切	令和5年10月31日（火）正午まで
	⑥ 参加資格審査（指名者決定）	令和5年11月1日（水）
入札段階	⑦ 指名通知送付	令和5年11月1日（水）
	⑧ 質問受付開始（仕様書等）	令和5年11月1日（水）
	⑨ 質問受付終了（仕様書等）	令和5年11月9日（木）正午まで
	⑩ 質問回答（仕様書等）	令和5年11月10日（金）
	⑪ 入札日（予定日）	令和5年11月16日（木）
	⑫ 契約締結（予定日）	令和5年11月22日（水）

3 参加資格要件

本業務の指名競争入札に参加することができる者（以下「参加者」という。）は、次の各号に掲げる条件を全て満たす者とする。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当していないこと。
- (2) 会社法（平成17年法律第86号）に基づく清算の開始がなされている者、破産法（平成16年法律第75号）に基づく破産手続開始の申立てがなされている者、会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立てがなされている者（裁判所による更生計画の認可の決定を受けた者を除く。）又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされている者（裁判所による再生計画の認可の決定を受けた者を除く。）でないこと。
- (3) 建築士法（昭和25年法律第202号）第23条の3第1項の規定による一級建築士事務所の登録を受けている者であること。
- (4) 私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）に抵触する行為を行っていない者であること。
- (5) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）及び鞍手町暴力団等追放推進条例（平成21年鞍手町条例第15号）に規定する暴力団及びそれらと密接な関係を有する者でないこと。
- (6) 国税及び地方税を滞納していないこと。
- (7) 雇用保険法（昭和49年法律第116号）第5条第1項に規定する適用事業の事業主であって、同法第7条の規定による届出をしていない者又は労働保険の保険料の徴収等に関する法律（昭和44年法律第84号）第10条第1項に規定する保険料（雇用保険に係るものに限る。）を滞納している者でないこと。
- (8) 健康保険法（大正11年法律第70号）第3条第3項に規定する適用事業所の事業主であって、同法第48条の規定による届出をしていない者又は同法第155条第1項に規定する保険料を滞納している者でないこと。
- (9) 厚生年金保険法（昭和29年法律第115号）第6条に規定する適用事業所の事業主又は同法第10条第2項の同意をした事業主であって、同法第27条の規定による届出をしていない者又は同法第81条第1項に規定する保険料を滞納している者でないこと。
- (10) 参加表明書の提出時点において、鞍手町指名停止等措置要綱（平成26年鞍手町告示第89号）に基づく指名停止処分、指名回避又は国その他の自治体等においてこれに準じる措置を受けていない者であること。ただし、参加表明書提出から指名通知の日までの間に、鞍手町指名停止等措置要綱に基づく指名停止処分、指名回避又は国その他の自治体等においてこれに準じる措置を受けた者は失格とする。
- (11) 福岡県内に本店、支店又は営業所を有していること。
- (12) 過去10年間（平成25年4月1日から令和5年3月31日まで）において、国又は地方公共団体等（国及び地方公共団体に関係する独立行政法人等を含む。）が発注する公共建築物の新築（延べ床面積300㎡以上のものに限る。）の基本計画、基本設計及び実施設計業務（それぞれ別の案件でも可）を元請として受託し、完了した者であること。
- (13) 管理技術者等の資格要件は特記仕様書「I. 業務概要 5 管理技術者等の資格要件」によるものとする。
- (14) プロポーザル参加表明書を提出する時点でZEBプランナーの登録を完了していること。

なお、ZEBプランナーの登録については協力会社が完了している場合でも可とする。

4 実施要項及び仕様書等の配布

- (1) 配布期間 令和5年10月16日（月）から
- (2) 配布方法 本要項及び各様式は、鞍手町ホームページ内の本公募に係るページから必要に応じてダウンロードし、使用すること。

5 実施要項及び参加表明書等の質問受付及び回答

- (1) 受付期間
令和5年10月16日（月）から令和5年10月20日（金）正午まで
- (2) 提出方法
質問書（様式1）に記入し、メールにて提出すること。また、送信後、開庁時間内に電話で着信確認を行うこと。
- (3) 提出先
鞍手町役場 管財課 契約管財係
住所 鞍手郡鞍手町大字中山3705番地
電話 0949-42-2111（内線341）
FAX 0949-42-5693
Email keiyakukanzai@town.kurate.lg.jp 【要着信確認】
- (4) 質問回答
質問に対する回答は一括してとりまとめ、令和5年10月23日（月）に鞍手町ホームページ内の本公募に係るページにて掲載する。
なお、質問のあった事業者名は公表しないこととし、回答内容は、本要項及び仕様書等の追加、修正事項として取り扱う。

6 参加表明書等の提出

- (1) 提出期間
令和5年10月16日（月）から令和5年10月31日（火）正午まで
- (2) 提出方法
提出書類は、持参又は郵送等とする。
受付時間は、当該期間中の平日8時30分から17時15分までとする（最終日は正午まで。郵送、宅配便による提出の場合は期間内必着のこと。）。
- (3) 提出場所
本要項「第2 募集要領、5 実施要項及び参加表明書等の質問受付及び回答、(3) 提出先」に同じ。
- (4) 提出書類
ア 様式等
 - ① 様式2 参加表明書
 - ② 様式3 参加者の業務実績
 - ③ 様式4 参加者の技術的特性に関する調書
 - ④ 様式5 配置予定技術者等に関する調書

- ⑤ 様式6 暴力団排除に関する誓約書
- ⑥ 様式7 使用印鑑届出書
- ⑦ 様式8 委任状
- ⑧ ー 営業所一覧表（任意様式）
- ⑨ ー 参加者に所属する技術者及び有資格者名簿（任意様式）
- ⑩ ー 許可書・登録書等の写し
- ⑪ ー 印鑑証明書
- ⑫ ー 直近の財務諸表の写し（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書）
- ⑬ ー 納税証明書 市町村税に未納がない証明
県税に未納がない証明
国税に未納がない証明（様式その3の3）
- ⑭ ー 商業登記簿謄本（登記事項証明書）

イ 提出部数

各1部（添付及び参考資料も同じ。）

(5) 作成要領

ア 共通

提出する様式等の規格は、日本工業規格A列4番（以下「A4」という。）とする。ただし、添付及び参考資料についてはこの限りでないが、A4以上の場合はA4サイズに折り込み、綴じこまずにクリアファイル等に収納して提出すること。

イ 様式2 参加表明書

代表者印を押印のうえ、提出すること。併せて、様式3～商業登記簿謄本（登記事項証明書）までの必要な書類を添付すること。

ウ 様式3 参加者の業務実績

本要項「第2 募集要領、3 参加資格要件、(12)」の業務実績を業務の種類別にそれぞれ3件以内で記入すること（基本計画・基本設計・実施設計のうち、2つ以上の種類を1件の業務として受託している場合は、1件の実績にまとめて記載すること。）。また、複数の実績がある場合は、福祉施設・厚生施設の業務実績を優先し記入すること。なお、記入した業務については、契約書の鑑の写しのほか、業務実績として該当することが正確に確認できる資料等（様式中記載の内容が確認できるもの）の写しを添付すること。

エ 様式4 参加者の技術的特性に関する調書

参加者の技術力等を判断する資料として、参加者ならではのアピールポイントやセールスポイントを記載すること。

オ 様式5 配置予定技術者等に関する調書

配置予定技術者及びZEBプランナーの登録について記入すること。なお、記入した内容を確認できる資料等（資格証の写し等）を添付すること。

カ 様式6 暴力団排除に関する誓約書～商業登記簿謄本（登記事項証明書）

鞍手町に対する「令和5年度 競争入札参加資格審査申請」が完了している場合は提出不要とする。また、様式8 委任状は、受任者を置かない場合には提出不要とする。

キ 作成上の留意事項

使用する言語は日本語とし、通貨及び単位は、日本国通貨、日本の標準時及び計量

法に定める単位とする。提出された書類の訂正、追記、返却は認めない。また、要求する内容以外の書類等は受理しない。

7 技術資料等作成説明会

本業務における技術資料等の作成説明会は、実施しない。

8 技術資料等のヒアリング

本業務における技術資料等のヒアリングは、実施しない。

9 参加資格審査及び指名選考

提出された技術資料等を基に令和5年11月1日（水）に資格審査を実施し、資格適合者の中から本業務の指名競争入札に係る指名者を選考し、決定する。

(1) 選考方法

資格指名委員会において、鞍手町建設工事等公募型指名競争入札実施要領（令和2年鞍手町告示第31号）第4条第2項の規定により指名者の選考を行う。

なお、この選考に対する異議申し立てはできないものとする。

(2) 結果の通知

選考の結果、指名者として決定した者には、指名競争入札通知書等の送付を行う。また、指名しなかった者には、指名しなかった理由を書面により通知するものとする。

10 その他

提出書類の取り扱いについて、提出された資料及びその複製は、本公募の選考以外に提出者に無断で使用しないものとする。ただし、発注者は、本公募に係る情報公開請求があった場合、鞍手町情報公開条例（平成11年鞍手町条例第1号）に基づき、提出書類を公開することがある。

なお、提出された書類は返却しない。

11 入札の実施

本業務の入札は、鞍手町財務規則（昭和56年鞍手町規則第4号）その他の入札関係規程に基づき実施することとし、入札日は令和5年11月16日（木）を予定する。

以上